

要指導医薬品である緊急避妊薬の販売を行うための 薬局（または店舗販売業）・薬剤師の手続きについて

北海道薬剤師会（2026.6 現在）

1. 厚生労働省 [『要指導医薬品である緊急避妊薬の販売が可能な薬局等の一覧』](#) ページに掲載の一覧に登録されていない薬剤師は、当該店舗で要指導医薬品である緊急避妊薬の販売を行うことはできません。
2. 現時点で1に登録されていない薬剤師は、日本薬剤師研修センターが主催する [『緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング』](#) を受講し修了することが、当該店舗で要指導医薬品である緊急避妊薬の販売を行うための要件の一つとなっております。（研修修了証発行番号はこの研修の修了証（後日郵送送付）に記載）
3. 受講後、厚生労働省 [『緊急避妊薬の調剤・販売について』](#) 内の『薬剤師の方へ＞【販売】要指導医薬品である緊急避妊薬の販売を行う場合』を参照し、必要な手続きを行ってください。
4. 3のFormsで登録を行った際に、設問10「産婦人科医との連携方法」を「都道府県薬剤師会経由での連携」とする場合は、あわせて北海道薬剤師会の登録ページ [『緊急避妊薬販売薬局等登録フォーム』](#) にもご登録ください。なお、登録から、厚生労働省への名簿提出までには1か月程度を要する場合がございます。

<補足>

- 3の登録内容と4の登録内容に齟齬がある場合は、1の一覧に登録されない場合がありますのでお気を付け下さい。なお、登録されない理由については北海道薬剤師会ではわかりかねます。
- 1のリストに載っているが、登録されている薬局（または店舗販売業）の住所等情報の訂正が必要な場合は、1のページ内の『<薬局等の管理者の方へ>』をご参照ください。